第四十条第一項中「（退職年金等積立金中間申告書の記載事項）」を「（退職年金等積立金に係る中間申告）」に改め、同条第二項中「別表十九」を「別表二十」に改める。

第四十一条第一項中「（退職年金等積立金確定申告書の記載事項）」を「（退職年金等積立金に係る確定申告）」に改め、同条第二項中「別表十九」を「別表二十」に改める。

第五十二条第四号中「若しくは第二項」を削り、同条第五号を削り、同条第六号中「第百二十二条第二項第一号から第四号まで」を「第百二十二条第二項各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を削り、同条第八号を同条第六号とする。

第五十四条中「別表二十」を「別表二十一」に改める。

第五十七条中「別表二十一」を「別表二十二」に改める。

第五十九条第四項中「別表二十」を「別表二十一」に改める。

第六十条の二第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第六十条の四中「内国法人の」を削り、同条の表第二十六条の三第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存）の項中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同表第二十六条の五第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金に係る帳簿書類の保存）の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第二十六条の三第三項 | 第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等） | 第六十七条第四項（帳簿書類の整理保存等）の規定により読み替えて適用される同条第一項各号 |
| | 第六十七条第一項第一号 | 第六十七条第四項の規定により読み替えられた同条第一項第一号」と、「書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない」とあるのは「書類のうち同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の取引には、書類の事務所等の所在地に保存することがその外国法人が行う事業の内容及び実態等に照らして合理的と認められるものについては、当該取引に係る事務所等（その外国法人の国内における当該取引に係る事務所等の所在地）に保存しなければならない。これの場合において、第六十七条第一項に規定する帳簿又は第六十七条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第二号に掲げる書類のうち納税地に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該帳簿又は当該書類を納税地に保存しているものとみなす |
| 第六十条の十四中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に、「第六十九条第十五項」を「第六十九条第二十三項」に、「第六十九条第十六項」を「第六十九条第二十四項」に改める。 | | |
| 第六十一条第三項中「別表十八の三」を「別表十九の三」に改める。 | | |
| 第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「別表七㈢まで」を「別表七㈠付表四まで、別表七㈢、別表七㈣」に改める。 | | |
| 第六十二条中「内国法人に係る」を削り、同条の表第五十二条第六号の項中「第五十二条第六号」を「第五十二条第五号」に改める。 | | |
| 第六十六条第二項中「別表二十二」を「別表二十三」に改める。 | | |
| 第六十七条第三項中「別表二十に」を「別表二十一に」に、「別表二十二」を「別表二十三」に改める。 | | |
| 第六十八条中「別表十九」を「別表二十」に改める。 | | |
| 第六十八条を第六十九条とし、第六十七条の次に次の一条を加える。 | | |

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

**第六十八条**　法第百五十条の三第一項（通算法人の電子情報処理組織による申告）に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項の同項の提供は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第六項（電子情報処理組織による申請等）の規定の例により、行わなければならない。

2　法第百五十条の三第二項に規定する通算親法人の名称を明らかにする措置は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第二項（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、行わなければならない。